

# 令和5年度自殺対策検討委員会 資料

健康きりしま 21（第4次）  
【休養・こころの健康づくり分野】



霧島市保健福祉部健康増進課

(趣旨)

第1条 市民の健康・生きがづくり、地域医療及び保健事業等を効果的かつ効率的に推進するため、専門的な事項を審議する各種委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会)

第2条 市民の健康・生きがづくり、地域医療及び保健事業等に関する専門的な事項を審議するため、自殺対策検討委員会、食育推進検討委員会、母子保健検討委員会、歯科保健専門委員会、予防接種専門委員会及び成人保健専門委員会を置く。

(所掌事務)

第3条 各委員会は、次に掲げる事項について審議する。

**(1) 自殺対策検討委員会**

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 自殺予防対策の推進に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

**(2) 食育推進検討委員会**

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 食育の推進に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

**(3) 母子保健検討委員会**

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 母子保健の推進に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

**(4) 歯科保健専門委員会**

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 歯科保健の推進に関する事項
- ウ 歯科健診等の実施に関する事項
- エ その他市長が必要と認める事項

**(5) 予防接種専門委員会**

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 予防接種の推進に関する事項
- ウ 予防接種の実施に関する事項
- エ その他市長が必要と認める事項

**(6) 成人保健専門委員会**

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 成人保健の推進に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 各委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健又は医療関係団体の代表
- (2) 福祉関係団体の代表
- (3) 教育関係団体の代表
- (4) 地区組織の代表
- (5) 各種健康づくり推進団体の代表
- (6) 農業関係団体の代表
- (7) 企業の代表
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 前条の委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第6条 各委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(霧島市救急医療検討委員会設置要綱及び霧島市健康増進計画等策定協議会設置要綱の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 霧島市救急医療検討委員会設置要綱（平成18年霧島市告示第107号）
- (2) 霧島市健康増進計画等策定協議会設置要綱（平成18年霧島市告示第219号）

附 則（平成21年7月27日告示第196号）

この告示は、平成21年7月27日から施行する。

附 則（令和4年2月17日告示第33号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

## 霧島市附属機関等の会議の公開に関する指針

### 第1 目的

この指針は、霧島市情報公開条例（平成17年霧島市条例第10号）第23条の規定に基づき、附属機関等の会議を公開することにより、市民の市政への理解及び信頼を深め、もって公正で開かれた市政を一層推進するため、市が設置する附属機関等の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 対象とする附属機関等

この指針の対象とする「附属機関等」とは、霧島市附属機関等の設置等に関する方針（平成18年霧島市訓令第3－2号）第2条に規定する附属機関及びその他の委員会等とする。

### 第3 公開の基準

- 1 附属機関等の会議（以下「会議」という。）は原則公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
  - (1) 会議の公開が、法令又は条例（以下「法令等」という。）により制限されているとき。
  - (2) 霧島市情報公開条例第5条に規定する不開示情報を含む案件について、審議等を行うとき。
  - (3) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な議事運営に支障が生じ、当該会議の目的を達成することができないことが明らかに予想される時。
- 2 会議の内容に公開する事項と非公開とする事項がある場合において、議題を容易に区分して審議等を行うことができるときは、非公開の部分を除いて会議を公開（以下「一部公開」という。）するものとする。

### 第4 公開又は非公開の決定

附属機関等は、「第3 公開の基準」に基づき、会議の一部公開又は非公開を決定するものとし、会議を一部公開又は非公開と決定したときは、その理由を明らかにするものとする。

### 第5 会議の公開の方法

会議の公開は、傍聴希望者に対し、当該会議の傍聴を認めることにより行い、会場には一定の傍聴席を設けるものとする。なお、附属機関等の長は、会議の秩序維持及び会議の円滑な運営に努めるものとする。

## 第6 会議開催の公表

会議の開催に当たっては、市ホームページへの掲載、情報公開室における閲覧等の方法により、開催の概要を公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

## 第7 会議結果等の公表

会議を公開又は一部公開で行った場合は、会議終了後速やかに、「会議等における会議録及び報告書等の作成方針（平成24年7月26日通知）」に基づき、会議要旨を作成し、会議における配布資料とともに、市ホームページへの掲載、情報公開室における閲覧等の方法により、公表するものとする。

## 第8 その他

この指針に定めるもののほか、この指針の運用に当たって必要な事項は、附属機関等が別に定める。

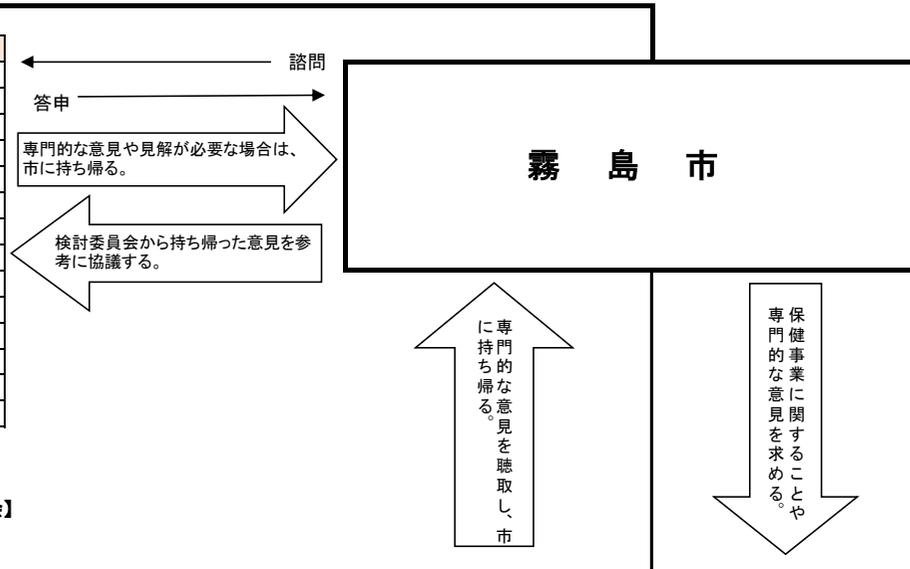
## 第9 施行期日

この指針は、平成24年8月1日以後に開催される附属機関等の会議から適用する。

《 令和5年度 霧島市健康・生きがいがづくり推進の組織体制 》

【霧島市健康・生きがいがづくり推進協議会】

霧島市健康・生きがいがづくり推進協議会	
1	始良地区医師会 代表
2	始良地区歯科医師会霧島市支部 代表
3	始良地区薬剤師会 代表
4	霧島市立医師会医療センター 代表
5	始良保健所長
6	霧島市社会福祉協議会 代表
7	霧島市民生委員児童委員協議会連合会 代表
8	霧島市校長協会 代表
9	霧島市自治公民館連絡協議会 代表
10	霧島市企業(京セラ株式会社) 代表
11	霧島市商工会議所 代表
12	霧島市健康運動普及推進員会 代表
13	教育関係団体(第一工科大学) 代表
14	霧島市農業委員会 会長



【霧島市健康・生きがいがづくり推進における各種専門検討委員会】

自殺対策検討委員会	食育推進検討委員会	母子保健検討委員会	歯科保健専門委員会	予防接種専門委員会	成人保健専門委員会
1 始良地区医師会 代表	1 始良地区歯科医師会霧島市支部 代表	1 始良地区医師会 産婦人科医 代表	1 始良地区歯科医師会霧島市支部 代表	1 始良地区医師会 代表	1 始良地区医師会 代表
2 始良地区歯科医師会霧島市支部 代表	2 NPO法人霧島食育研究会 理事長	2 始良地区医師会 小児科医 代表	2 始良地区歯科医師会霧島市支部 代表	2 始良地区医師会 小児科医	2 始良地区医師会 代表
3 始良地区薬剤師会 代表	3 霧島市食生活改善推進員連絡協議会 会長	3 始良地区歯科医師会霧島市支部 代表	3 始良地区歯科医師会霧島市支部 代表	3 始良地区医師会 小児科医	3 始良地区医師会 代表
4 霧島警察署生活安全課 代表	4 霧島市保育協議会 代表	4 始良地区薬剤師会 代表	4 始良地区歯科医師会霧島市支部 代表	4 始良地区医師会 小児科医	4 始良地区歯科医師会霧島市支部 代表
5 霧島市中心の健康相談従事者(臨床心理士)	5 学識経験者(鹿児島県食育アドバイザー)	5 霧島市民生委員児童委員協議会連合会 代表	5 始良地区歯科医師会霧島市支部 代表	5 始良地区医師会 小児科医	5 始良地区薬剤師会 代表
6 霧島市企業(株式会社九州タプチ) 代表	6 企業栄養士(株式会社グリーンハウス)	6 始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部健康企画課 代表	6 始良地区歯科医師会霧島市支部 代表	6 始良地区医師会 小児科医	6 始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部健康企画課 代表
7 霧島市地域包括支援センター 代表	7 農業関係団体(霧島NEO-FARMERS) 代表	7 霧島市母子保健推進員会 会長	7 霧島市内産婦人科 代表	7 始良地区医師会 小児科医	7 鹿児島県栄養士会 代表
8 霧島市民生委員児童委員協議会連合会 代表	8 あいら 農業協同組合 代表	8 霧島市養護教諭部会 代表	8 始良地区医師会 小児科医 代表	8 始良保健所長	8 鹿児島県歯科衛生士会 代表
9 霧島市商工観光部商工振興課消費生活センター相談員	9 始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部健康企画課 代表	9 霧島市保育協議会 代表	9 始良地区薬剤師会 代表	9 始良地区薬剤師会 代表	
10 保健福祉部生活福祉課 代表	10 鹿児島県栄養士会 代表		10 霧島市保育協議会 代表		
11 教育委員会学校教育課 代表	11 霧島市学校栄養教諭 代表		11 霧島市養護教諭部会 代表		
12 霧島市消防局警防課 代表	12 霧島市学校保健会 代表		12 始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部健康企画課 代表		
13 始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課 代表	13 霧島市PTA連絡協議会 代表		13 8020運動推進員(霧島市食生活改善推進員連絡協議会) 代表		
			14 霧島市地域包括支援センター 代表		

# 健康きりしま 21（第4次）

## 【休養・こころの健康づくり分野】の主な取り組みについて

### 個別目標 1

こころの病気に早期対応できる環境を整備する（計画書 P34）

### 目標値

項目	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
自殺死亡率（人口10万対）	18.4 <sup>(*1)</sup>	11.4以下 <sup>(*2)</sup>
ゲートキーパー数	640人 <sup>(*3)</sup>	890人 <sup>(*4)</sup>

(\*1) 令和3年 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(\*2) 国の「自殺総合対策大綱」の目標値に準じる

(\*3) 健康増進課 ゲートキーパー養成数

(\*4) 毎年度50人新規養成し、5年間で250人増加

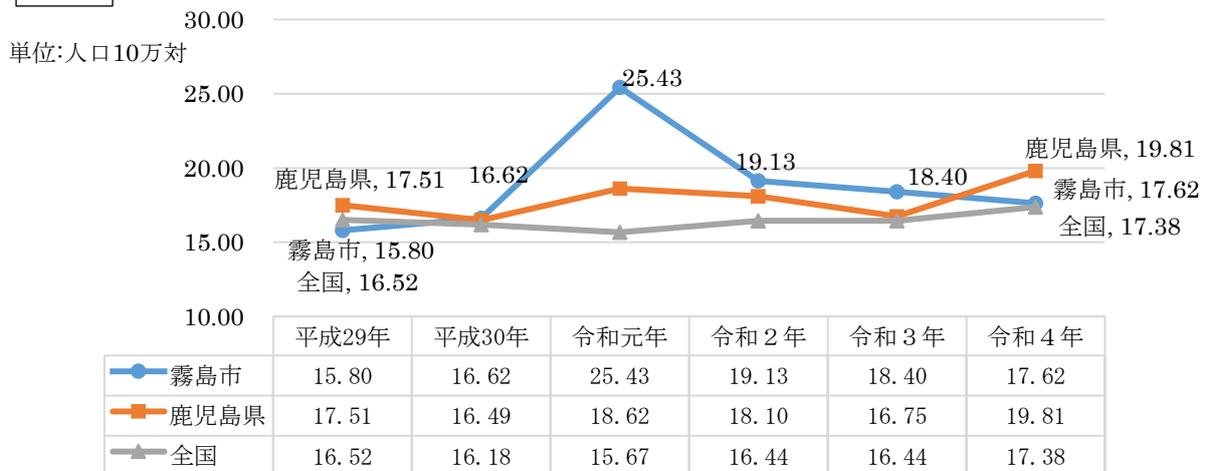
### 霧島市の自殺の状況について

資料：地域における自殺の基礎資料

項目	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
自殺死亡率 (人口10万対)	15.8	16.6	25.4	19.1	18.4	17.6
自殺者数(人)	20	21	32	24	23	22
うち、男性	14	14	18	18	16	17
女性	6	7	14	6	7	5

図1

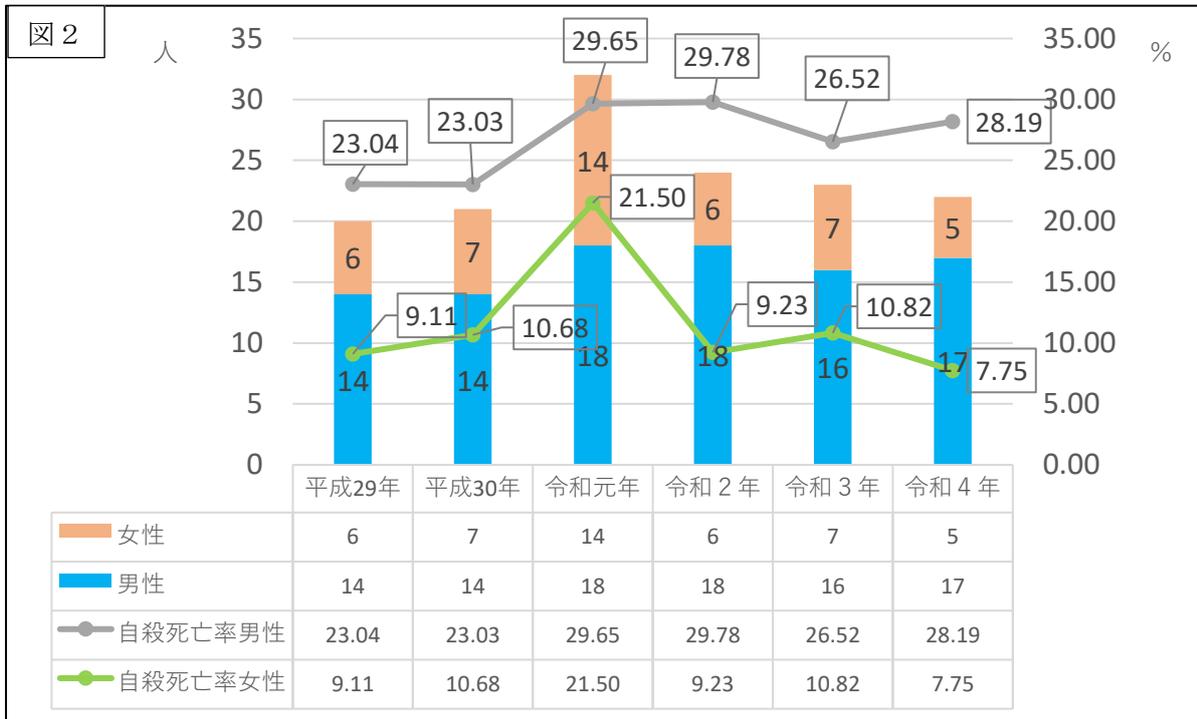
自殺死亡率の推移（霧島市・鹿児島県・全国）



資料：自殺統計（自殺日・住居地）

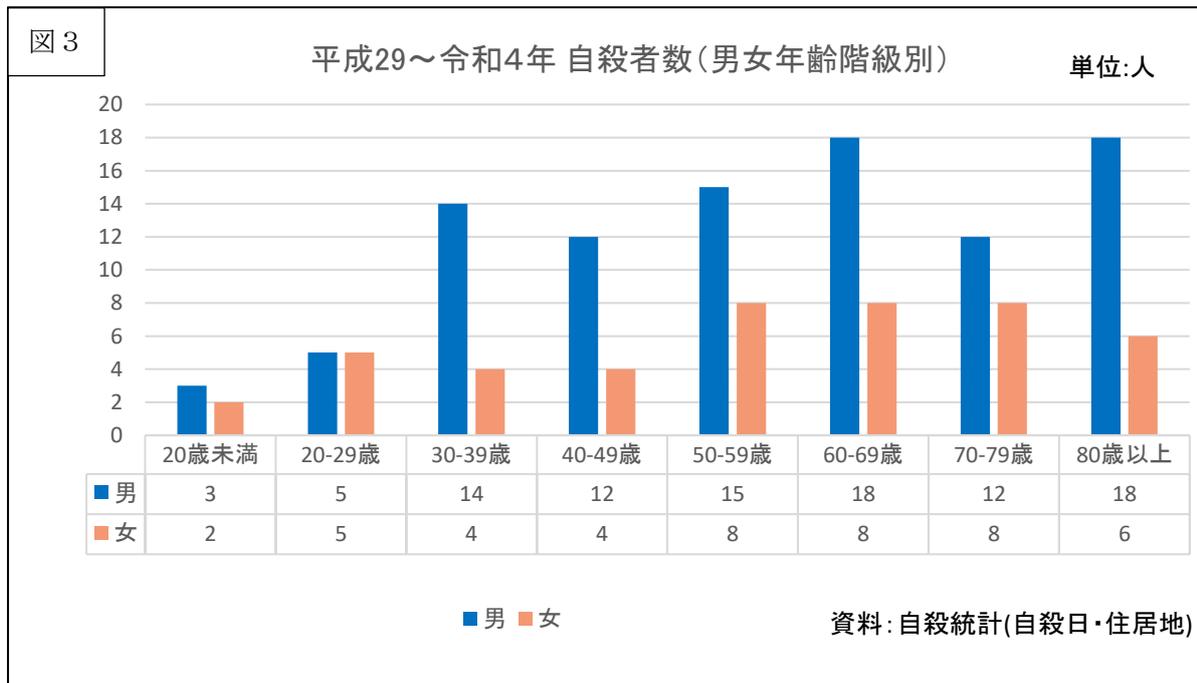
▼【霧島市】性別自殺者数・自殺死亡率の推移（平成29～令和4年）

・本市の自殺死亡率は女性より男性の方が高い位置で推移している。



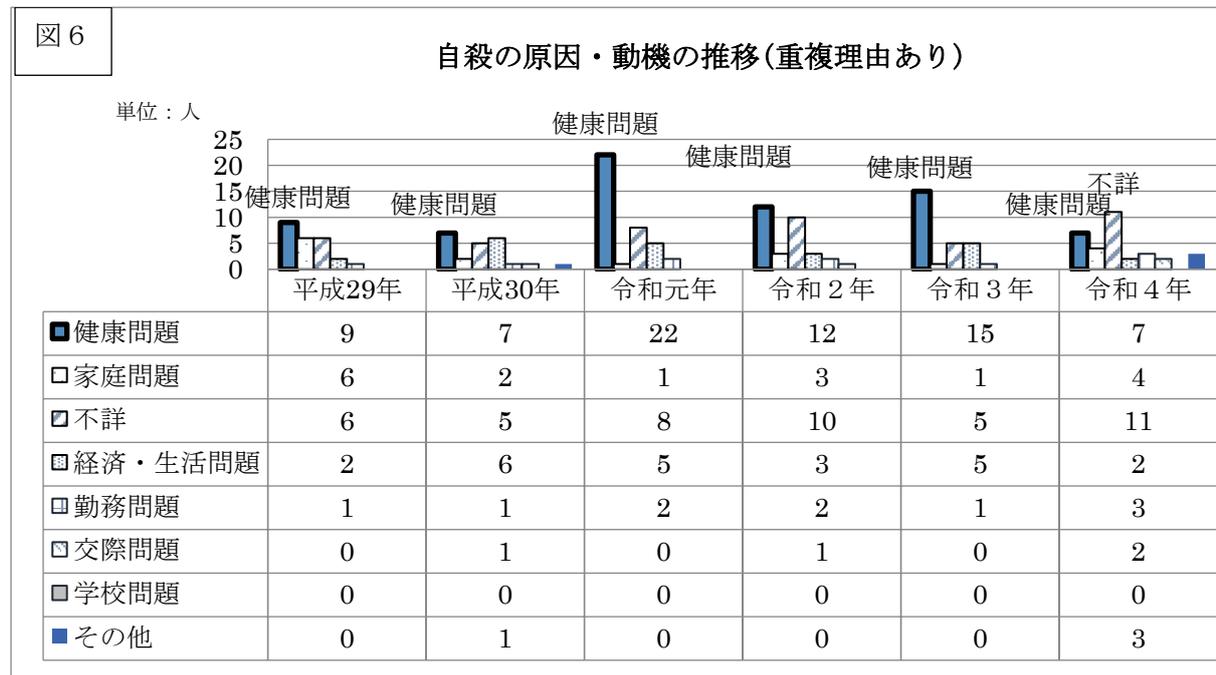
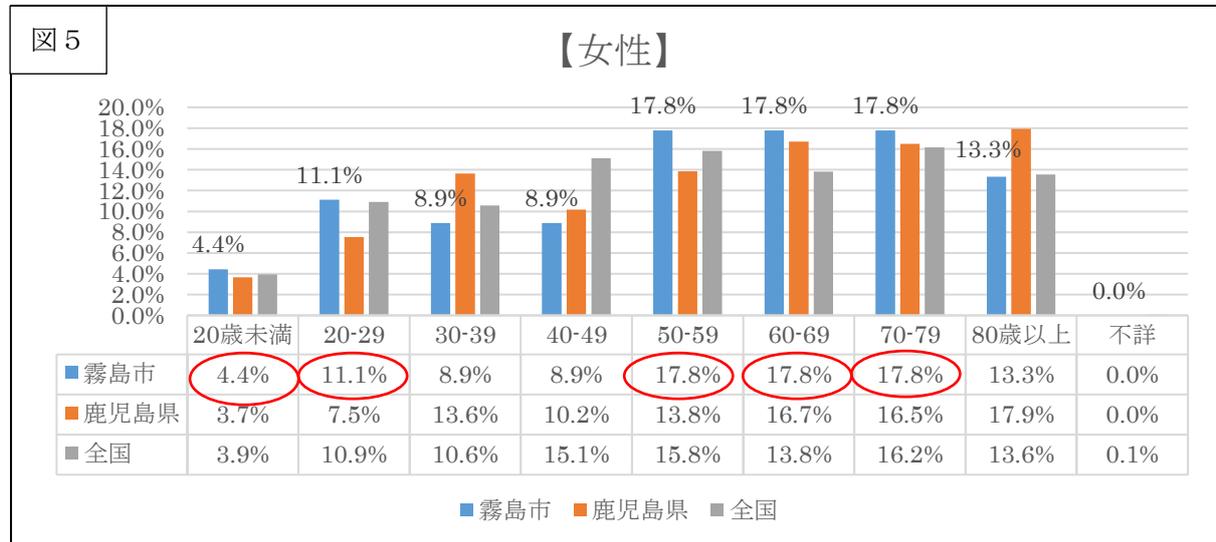
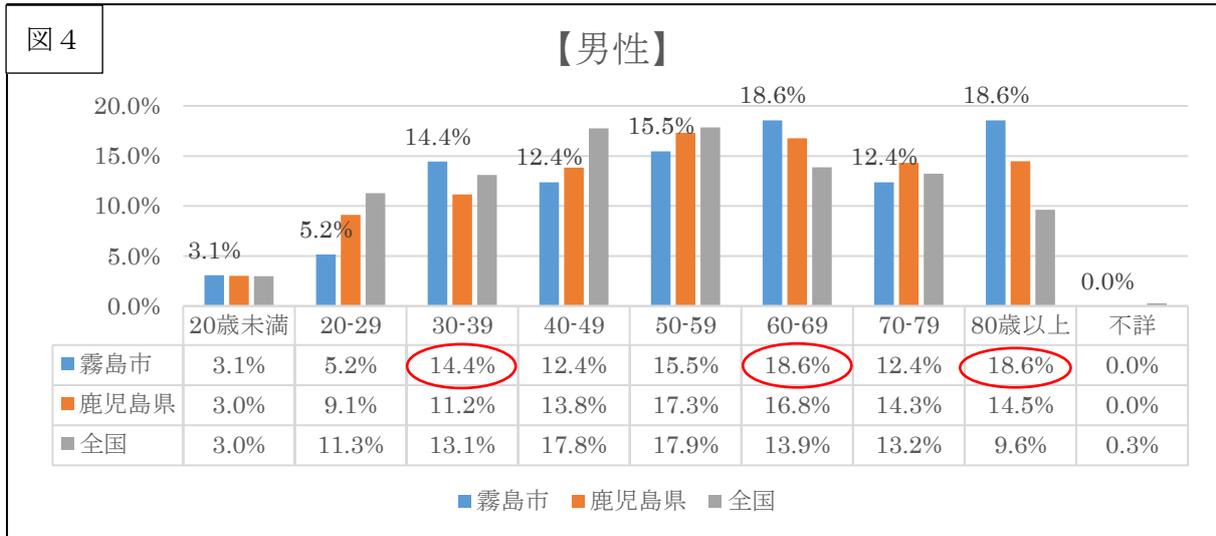
▼【霧島市】性・年齢（10歳階級）別自殺者数（平成29～令和4年集計）

- ・すべての年代において女性より男性の自殺者数が多い。
- ・60歳代の男性の自殺死亡者が最も多い。



▼【霧島市・鹿児島県・全国】性・年齢（10歳階級）別割合（平成29～令和4年集計）

※%は小数点以下第二位を四捨五入しているため、必ずしも100%にはならない。



目標値

項目		前計画 (平成 29 年度)	基準値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 9 年度)
睡眠による休養を十分にとれている 市民の割合	成人	65.7%	67.0% (*1)	70.0% (*2)

(\*1) 令和 3 年度「健康さきしま 21 アンケート調査」

(\*2) 前計画の目標値と同じ

【自殺対策に関する主な取組内容】

● 心の健康相談

ストレスや不眠、うつ状態など、心の悩みを抱える方やその家族に対して行う相談。月 2 回、臨床心理士による個別相談（事前予約制）であり、広報きりしま、市ホームページに掲載日を掲載している。

必要に応じて専門医療機関の受診やすこやか保健センター地区担当保健師による継続支援につなぐ。

【相談実績】

	実施回数	相談者数
令和元年度	24 回	44 人
令和 2 年度	23 回	42 人
令和 3 年度	24 回	46 人
令和 4 年度	24 回	50 人

相談者の年齢別割合 (R 4 年度)

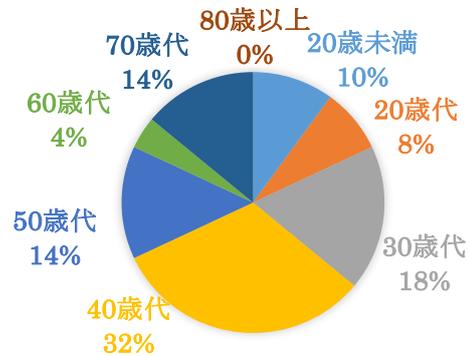
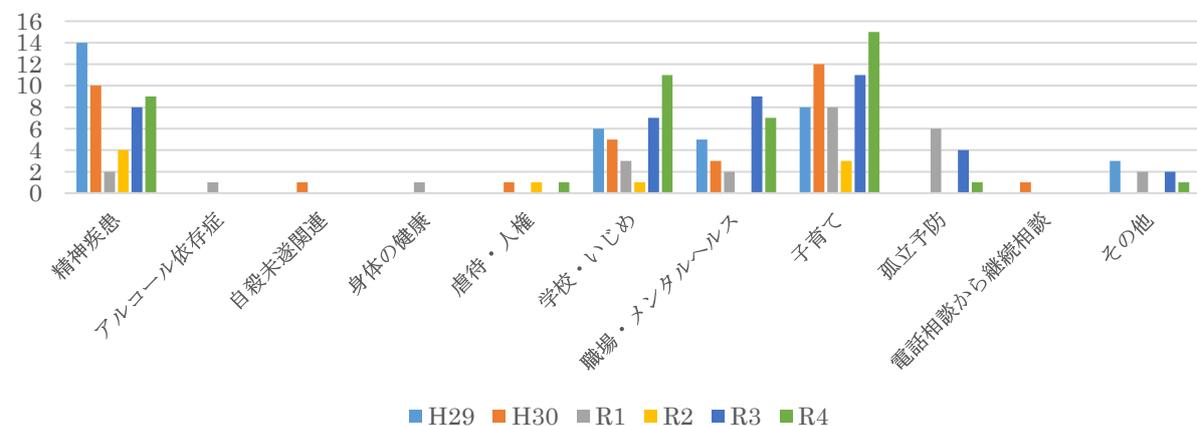


図 7

相談内容 (H29年度～R 4 年度)



● 随時相談窓口

すこやか保健センターを関係機関の連携拠点とし、医療機関等と情報共有しながら早期支援ができる体制づくりを構築する。

● 自殺予防に関する啓発

市民一人一人が、自身の心の健康を維持するための「セルフケア」や、自殺予防週間や自殺対策強化月間の普及啓発、相談窓口等について、情報発信します。

【ホームページ掲載内容とアクセス数】

霧島市ホーム > 子育て・健康・福祉 > 健康・医療 > 心の健康

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
ストレス度判定（自己判定）	***	***	***	164
ひきこもりの相談窓口について	483	407	537	336
自殺対策強化月間	23	59	181	117
生きづらさを感じている人へ	***	※81	485	581
自殺予防週間	92	158	163	80
心の健康相談のお知らせ	703	790	1,112	1,241

※R2.12.28公開

● ゲートキーパー研修

H25年度から研修会を実施しており、R3年度までに640人が受講している。

	R2年度	R3年度	R4年度
受講者数	61人	40人	38人